

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理 番号	集一片岡6 集一安沢1		経営管理権の認定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							栃木県矢板市長 齋藤 淳一郎		栃木県矢板市本町5番4号			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番号	所 在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	矢板市片岡字 土中	2,248	片岡24	ア	35	山林	0.03	スギ	58	2021.4.1	5年 (2026.3.31)	○ 乙は、存続期間中に森 林の健全化を図るため、間 伐等の保育事業を実施する ものとする。なお、施業の 実施にあたっては、溪畔林 における不必要な伐採を控 えるなど、生物多様性に配 慮するものとする。  ○ 乙は、火災、病虫害及 び気象害の予防のため、年 2回以上の森林の巡視を行 うものとし、当該巡視は林 道等からの目視によって判 断できる限りで行うものと する。	○ 経営管理権に基づき乙 が間伐を実施し、利用可能 な木材の販売による収益が 生じた場合は、乙の事業費 に充当するものとする。  ○ 乙が経営管理を行うた めに要した経費は乙が負担 するものとする。	○ 乙から甲に 対して金銭の支 払は行わない。	
2	矢板市片岡字 土中	2,251	片岡24	ア	32	山林	0.11	スギ	60	同上	同上				
3	矢板市片岡字 土中	2,256-1	片岡24	ア	34	山林	0.06	スギ	59	同上	同上				
4	矢板市片岡字 土中	2,305	片岡24	ア	45	山林	0.17	ソノタコ	63	同上	同上				
5	矢板市安沢字 高倉	636-1	片岡23	イ	16	山林	0.05	ヒノキ	34	同上	同上				
6	矢板市安沢字 高倉	639	片岡23	イ	26	山林	0.09	ヒノキ	34	同上	同上				
7	矢板市安沢字 高倉	653	片岡23	イ	41、42	山林	0.13	ソノタコ	71	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	矢板市片岡字 土中	2,248	片岡24	ア	35	山林	0.03	スギ	58					
2	矢板市片岡字 土中	2,251	片岡24	ア	32	山林	0.11	スギ	60					
3	矢板市片岡字 土中	2,256-1	片岡24	ア	34	山林	0.06	スギ	59					
4	矢板市片岡字 土中	2,305	片岡24	ア	45	山林	0.17	ソノキ	63					
5	矢板市安沢字 高倉	636-1	片岡23	イ	16	山林	0.05	ヒノキ	34					
6	矢板市安沢字 高倉	639	片岡23	イ	26	山林	0.09	ヒノキ	34					
7	矢板市安沢字 高倉	653	片岡23	イ	41、42	山林	0.13	ソノキ	71					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所 (同上)

栃木県矢板市長 齋藤 淳一郎 印

権利を設定する森林の所有者 (甲)

住所 (同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が、変更になった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定できる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより間伐等の保育事業を実施すること。

### (2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（8）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（8）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。

③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益を生じさせたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。